



(号外)

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために、関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整理等に関する政令（二七）
- 〔省令〕
- たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（財務四）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三）

- 民法等の一部を改正する法律（三四）
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（三五）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（三六）の一部を改正する法律（三六）
- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（三七）

法
律

目次

四
三
二
一
八
六
四

○児童福祉法施行規則及び民間あつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一四)
○賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令(同一五)
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一五)
○船員に関する障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業一五)
○自動車登録番号標交付代行者規則及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(国土交通一三)
○タール量及びニコチン量の測定が著しく困難であるとして財務大臣が定める紙巻等たばこを定める件の一部を改正する件(財務四〇)
○たばこ事業法施行規則第二十六条第七項に基づき財務大臣が定める件の全部を改正する件(同四一)
○たばこ事業法施行規則第三十六条第十一項に基づき財務大臣が定める件を廃止する件(同四三)
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(厚生労働三三)

○自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令附則第二項の規定に基づき、自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領等の一部を改正する件
(国土交通一七七)

六三

◇民法等の一部を改正する法律（法律第三四号）
(法務省)

一 民法の一部改正関係

1 特別養子縁組の成立の請求時に一五歳に達している者は、特別養子縁組における養子となることができないものとすることとした。ただし、養子となる者が一五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されており、かつ一五歳に達するまでに特別養子縁組の成立の請求がされなかつたことについてやむを得ない事由があるときは、この限りでないこととした。(第八一七条の五第一項前段及び第二項後段関係)

2 特別養子縁組が成立するまでに一八歳に達した者は、特別養子縁組における養子となることができないこととした。(第八一七条の五第一項後段関係)

3 養子となる者が一五歳に達している場合には、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならぬこととした。(第八一七条の五第三項関係)

二 家事事件手続法の一部改正関係

(一) 特別養子縁組の成立の審判事件

1 特別養子縁組の成立の審判事件における養子となるべき者は、特別養子適格の確認(養子となるべき者について民法第八一七条の六に定める要件があること及び同法第八一七条の七に規定する父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合に該当することについての確認をいう。以下同じ。)の審判(後記2)又は児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判(後記3)を受けた者でなければならぬこととした。(第六四条第二項関係)

(二) 特別養子縁組の成立の審判事件の手続について、養子となるべき者の親権者等の手続関与の制限、一五歳に達した養子となるべき者に対する審判の告知及び一五歳未満の養子となるべき者についての即時抗告期間に関する規定を新設することとした。(第六四条第三項、第四項、第九項ただし書及び第五項関係)

(道路交通法の一部改正)

第十二条 道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の八第三項第二号イを次のように改める。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十一条の八第三項第二号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ホ中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

(警備業法の一部改正)

第十三条 警備業法（昭和四十七年法律第二百五号）の一部を次のように改める。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十四条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十四条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十四条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十七条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十八条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十九条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第二十条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第二十一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第三節 個人情報保護委員会関係

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十七条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二号から第五号までを「一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。」

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行なうことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二号から第五号までを「一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。」

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者として国家公

安委員会規則で定めるもの

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者として国家公

安委員会規則で定めるもの